

日本労働年鑑 第56集 1986年版
The Labour Year Book of Japan 1986

第三部 労働政策

V ILO

2 その他

ポーランド脱退と東欧諸国宣言

ポーランド政府は、八四年一月一七日、ブランシャールILO事務局長に脱退通告の公式書簡を送った。そのなかでポーランド政府は、前日のILO理事会がテイク・ノートしたポーランド問題の審査委員会報告は反ポーランド的なものと不満を表明し、事務局もふくめILO内の一部に反ポーランド・グループがあつて敵意のある態度をとっており、このような状況では加盟国としてとどまることはできないと述べた。

これにたいしてブランシャール事務局長は、一月二〇日、ポーランド政府に返書を送り、脱退は財政上の義務の履行を条件として二年後に発効するが、批准条約の義務は継続するとの憲章の規定に言及したのち、理事会がテイク・ノートした審査委員会報告は憲章の規定に従ったものであり、ポーランド以外の場合でもまったく同じ手続きがとられていることを強調した。そして、一九一九年のILO創立以来の加盟国であるポーランドが、脱退発効までの二年間に懸案事項を解決して、ILO加盟国としてとどまることを切望した。

その後一月二三日付で、東欧八カ国(白ロシア、ブルガリア、ハンガリー、東ドイツ、モンゴル、ソ連、ウクライナ、チェコスロバキア)は連名でブランシャール事務局長に書簡を送り、ポーランドの脱退を支持するとともに、審査委員会報告は主権国家への内政干渉であり、ポーランドにたいする敵対行為だとして、東欧諸国共通の関心事であることを明らかにした。ブランシャール事務局長はこれにたいして、一月二九日付返書を送り、審査委員会は憲章の定めにしたがったものであつて、「敵対行為」という表現を認めるわけにはいかないと述べ、事務局長としては今後ともILOの普遍性保持のため最善を尽くすことを明らかにした。

ポーランド脱退通告の直接の動機は、理事会が審査委員会報告をテイク・ノートしたことにある。八二年の第六八回総会に出席したフランス、ノルウェー両国の労働者代表は、憲章二六条の規定にもとづいて、ポーランド政府を相手として同国の批准した八七号、九八号の両条約の違反について苦情申し立てをおこなった。翌八三年六月には、この苦情を審議するための審査委員会(バルチコス前ILO事務局長補を長とする三人委員会)が設置され、一年がかりでこれを検討し、八四年六月、勧告をふくむ最終報告を作成した。この報告は、労働組合である「連帯」にたいするポーランド政府による各種の抑制措置は、八七号、九八号の両条約に違反していると指摘、問題解決のためには公共当局と労働組合代表とのあいだで自由な対話を開始することが不可欠であり、緊張状態の期間がすぎたのちには、労使団体がその構成員の利益を擁護するために必要な市民的自由を完全に再確立する必要性に、公共当局は留意すべきであると勧告した。

ブランシャール事務局長は、憲章の規定にしたがってこの報告を理事会およびポーランド政府に

提出するとともに、八四年六月二七日これを公表した。ポーランド政府はその後数回にわたり、ILOにたいしてこれは重大な内政干渉であるから、場合によっては脱退も辞さないとの態度を表明していたところ、一一月の理事会でこれがテイク・ノートされたのを契機に、脱退通告をおこなうことになったのである。

憲章によれば、ポーランド政府は、審査委員会の報告にふくまれている勧告を受諾するかしないか、受諾しない場合は苦情を国際司法裁判所に付託する意図があるかどうかを、ILO事務局長に通報することになっている。

このようなポーランド問題の余じんのさめぬ八五年三月二九日、ILO事務局長は駐ジュネーブ・チェコスロバキア大使から、東欧八カ国の大使連署の書簡と「ILOの状況に関する社会主義諸国の宣言」を受領した。この宣言はILOにおける東西対立の争点をつぎのように浮きぼりにしている。

- 1 ILOは資本主義諸国のみの利益を考え、社会主義諸国を差別している。これは普遍性に反する。とりわけ
 - (1)労働者の基本的利益、とくに生活権と労働権に影響する重要課題を無視
 - (2)社会主義諸国、進歩的諸国の内政に干渉する政治的利用
 - (3)社会主義諸国がILOへの全面的参加を不可能にする差別待遇
- 2 自由主義諸国は失業とインフレが大問題で、労働者の諸権利が悪影響をうけている。失業対策、インフレ対策、結社の自由の保護の分野で、ILO活動は不十分。
- 3 軍縮、反核の分野でのILO活動は不十分。八六年は国連の指定した国際平和年であり、ILOはこれに貢献せよ。
- 4 ポーランド問題の取り扱いは不当。基準適用の監視機構は手直しを要すと社会主義諸国は提案してきたが、事務局長はこれを無視。社会主義諸国は結社の自由委員会のようないわゆる監視機構を認めない。
- 5 社会主義諸国の労使団体は、ILO内で不当な扱いをうけており、中傷や憶測から保護されるべきである。
- 6 社会主義諸国の労組代表は、総会、産業別委員会などで役職につく機会を与えられず、産業別委員会の構成にも不平等がある。
- 7 ILO事務局の要職に東側の者は極めて少く、普遍性の原則に反する。
- 8 ヨーロッパ地域のILO活動は不十分。ヨーロッパ諮問委員会設置の提案も実現せず、この分野での対策を考える。
- 9 使用者団体に対する援助活動はILOの原則に反する。
- 10 途上国が先進資本主義諸国、とくに多国籍企業の犠牲にならぬよう技術協力を行うべきである。東欧諸国はそのような技術協力活動に積極的に参加する用意あり。
- 11 予算の使い方に注意せよ。事業の優先順位を再点検し、事務費を削減せよ。

おおむねこのような宣言を受領した事務局長は、四月二六日、チェコスロバキア大使に返書を送り、宣言の各項にかんする所見をつぎのように述べた。

- 雇用——基準設定、技術協力によって、指摘された点は十分カバーされている。
- 軍縮——八四年一一月理事会の国際機関委員会で十分検討され、調査研究もある。
- 内政干渉——ポーランド問題は憲章の規定に従って処理されたもので、不服なら国際司法裁判所に付託できる。
- 監視機構——八四年総会で監視機構再検討を求める決議案は否決されたし、結社の自由委員会への提訴の大半は自由圏諸国のものである。
- 機構改革——目下検討中なので事務局長がコメントすべきではないが、理事会構成に地理的・経済的・社会的な配分を考慮するとの提案は歓迎する。
- 東西労組の差別——東欧諸国の労組に関する調査資料も刊行し、東西労組会議(ヨーロッパ)も開催した。
- ILO内の東欧代表——総会、理事会、産業別委員会では東欧諸国代表も役職についた実績があり、産業別委員会の構成にも問題はない。

事務局職員——ソ連人職員の数は分担金に比し少いが、米国、日本など五九カ国が同じ状況で、事務局長は改善のため努力中。八四年採用職員は三五人で、そのうちソ連人は七人(二〇%)。

東西協力の欠如——第三回ヨーロッパ地域会議の東欧の提案は実施されつつあり、ヨー

ロツパ諮問委員会の設置も検討中。
使用者団体への協力——政労使の三者をそれぞれ平等に扱うのがILOの原則。
予算の有効使用——予算増加は極力おさえ、事務費節約も進行中。

東欧諸国の宣言をめぐるいきさつは以上のとおりだが、これは目下進行中の機構改革の問題と関連して注目されるものとみられている。

北京事務所開設

八五年一月三日、ILOは中華人民共和国との連絡および協力関係促進のため、北京に地区事務所を開設した。開所式には中国労働省の趙労相、李次官ら中国関係者のほか、アジア太平洋地域担当の中谷事務局長補も出席した。新事務所は、チェンバース所長(カナダ人)の下に、地区内ILO活動の中国における拠点となる。

ジン事務局長補来日

中国人初のILO事務局長補に就任したジン・フーヤオ(金輔耀)氏は、八四年九月一七日から二二日まで訪日、政労使三者の首脳と会談して日本とILOとの協力関係を促進したほか、日本ILO協会、週刊労働ニュースの共同インタビューに応じて抱負を語った。その要旨は九月二四日付『週刊労働ニュース』に、詳細は『世界の労働』一〇月号に掲載された。

ジン事務局長補は、日本のあと中国、タイ、インドを歴訪したのち本部に帰任したが、中華全国総工会の出身で、労働人事部(労働省)次官をへてILO入り、農村開発問題を担当している。

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
